令和７年１０月２２日
関東運輸局自動車監査指導部
（貨物担当）

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和７年１０月２２日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３３条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

１．処分対象事業者
　事業者名：日本郵便株式会社
　住　　所：東京都千代田区大手町２－３－１
　代 表 者：小池 信也

２．処分内容
　別紙のとおり

３．処 分 日
　令和７年１０月２２日（水）

【問い合わせ先】
関東運輸局自動車監査指導部（貨物担当）　髙木、平野
ＴＥＬ：０４５－２１１－７２４９（直通）
ＦＡＸ：０４５－２０１－８８９４
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

別紙

自動車の使用停止処分（１１営業所）

支局	郵便局	行政処分
埼玉	久喜	１１両×１０日
群馬	磐戸	１両×７０日
千葉	千倉	１両×６０日
	関尻	１両×８４日
茨城	松平	１両×１５９日
	赤塚	６両×１６日 １両×２１日
栃木	馬頭	１両×６０日
	市貝	１両×４７日 １両×４８日
東京	東久留米	１０両×９日 １両×１９日
	大崎	３両×２０日
神奈川	神奈川	３両×２０日